

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2022年6月13日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【5/6号機化学分析室空調設備冷却器(A)漏電遮断器動作による警報発生について】 当直員が、5号機中央制御室において、5/6号機化学分析室空調設備冷却器の漏電遮断器の動作を示す警報が発生し、空調設備冷却器(A~C)の停止を確認。 また、当該冷却器(A~C)の本体に設置の制御装置モニタ画面の消灯および電源断を確認。 空調設備冷却器(A)の漏電遮断器の動作を確認したため、漏電遮断器のリセットにより当該警報が解消したことを確認。</p> <p>原因調査の結果、当該冷却器(A)における空気圧縮機4台のうち1台の故障により、当該空調設備の制御装置の保護回路が作動し、今回の停止に至ったものと推定。 他の冷却器(B)(C)については、通電状態に問題なく、漏電遮断器の動作および警報発生もないことから、冷却器(B)(C)を起動し、その後、化学分析室の温度制御に問題なしを確認。 なお、冷却器(A)については、故障した1台を除き空気圧縮機に問題ないことを確認し、当該冷却器(A)を起動、その後、運転状態に問題なしを確認。 今後、原因の調査および空気圧縮機の取り替えを検討。</p>	G III	3月9日
2	<p>【5/6号機化学分析室空調設備冷却器(C)漏電遮断器動作による警報発生について】 当直員が、5号機中央制御室において、5/6号機化学分析室空調設備冷却器の漏電遮断器の動作を示す警報が発生し、空調設備冷却器(C)の停止を確認。 また、空調設備冷却器(C)の漏電遮断器の動作を確認したため、漏電遮断器のリセットにより当該警報が解消したことを確認。</p> <p>原因調査の結果、当該冷却器(C)における空気圧縮機4台の制御電源の絶縁低下が確認されたことから、当該空調設備の制御装置の保護回路が作動し、今回の停止に至ったものと推定。 なお、冷却器(B)は点検停止中であるが、他の冷却器(A)の運転により、化学分析室の温度制御に問題ないことを確認。 今後、絶縁低下の原因調査を実施。</p>	G III	6月7日
3	<p>【5/6号機化学分析室換気空調系フィルタユニット内のプレフィルタの外れについて】 協力企業作業員が、5/6号機化学分析室換気空調系3系の排気フィルタユニット内のHEPAフィルタ(※1)交換作業を行うため当該点検扉を開放したところ、HEPAフィルタの前段に設置されているプレフィルタ(※2)6枚のうち1枚が外れていることを確認。 当該フィルタが外れていた要因は、現在確認中。 なお、後段のHEPAフィルタは正常に設置されており、排気先の排気筒での放射能濃度測定にて有意な指示変動はなく、環境への影響がないことは確認済み。 今後、現場状況確認等で要因調査および対策の検討を行う。</p> <p>※1 HEPAフィルタ：メッシュの細かいガラス繊維製で、高い粒子捕集率を持つエアフィルタ ※2 プレフィルタ：最も大きなゴミ等を取り除くために設置され、後段フィルタの長期性能維持に寄与するフィルタ</p>	G III	6月7日
4	<p>【ガラスバッチの一時不携帯について】 委託警備員が、1~4号機出入管理所にて協力企業作業員のガラスバッチを拾得した。 当該作業員に確認したところ、作業前と後で作業員同士でガラスバッチ等の着用について相互確認を行っており、作業中の未着用はなかった。 原因は、カードケースのガラスバッチ収納口の封用テープの不良と推定。 その後、請負協力企業と関係者全員で、カードケース改良の対応策および再発防止対策の周知を実施。 また、協力企業作業員の線量評価についても、今後実施する。</p>	G III	6月8日